



2024年7月8日

各位

会社名 株式会社プロパスト
代表者名 代表取締役社長 津江 真行
(コード：3236、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長
兼経営企画部長 矢野 義晃
(TEL. 03-6685-3100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年8月27日開催予定の第38期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、取締役会の監督機能をより強化する等、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、ステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指すため、また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 取締役会の運営の柔軟化・明確化の観点から、招集手続、定足数、議事録の作成等の規定を追加・変更し、また、配当の対象となる株主の定義、未払いの配当金の取り扱いの明確化を行うため、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正、および条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 19 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議をもって取締役の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長 1 名を<u>選定</u>し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 370 条の規定により、議決に加わることができる<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p><u>第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第 26 条 （条文省略） （取締役の責任免除）</p> <p>第 27 条 （条文省略）</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 28 条 <u>当会社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 28 条 （現行どおり） （取締役の責任免除）</p> <p>第 29 条 （現行どおり）</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会の招集は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 34 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等) 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>(監査役の責任免除) 第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 7 章 計 算</p>
<p>第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第 42 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u></p>	<p>(期末配当金) 第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、<u>毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。</u></p>
<p>(中間配当) 第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 11 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(中間配当金) 第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間) 第 44 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第 42 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第 38 期定時株主総会終了前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 8 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2024 年 8 月 27 日 (予定)

以 上